

## 平成23年第10回教育委員会定例会日程

日 時 平成23年8月22日(月)

午後1時30分

場 所 北栄町役場大栄庁舎 第2・3会議室

### 1 開 会

### 2 会議録署名委員の指名

### 3 行政報告

教育長

教育総務課長

生涯学習課長

### 4 議 事

議案第60号 平成24年度に使用する中学校教科用図書の採択について

議案第61号 要保護児童生徒の認定替えについて

議案第62号 北栄町学校教育研究協議会補助金交付要綱の制定について

議案第63号 北栄町外国語指導助手住宅家賃費補助金交付要綱の制定について

議案第64号 北栄町外国語指導助手通勤費補助金交付要綱の制定について

議案第65号 北栄町特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱の制定について

議案第66号 北栄町教育委員会事務局組織等に関する規則及び北栄町体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則の制定について

### 5 報 告

- ・平成23年度秋季大運動会について

大栄中学校

9月3日(土) 午前9時 開会式 ※雨天の場合 4日(日)

北条中学校

9月4日(日) 午前9時 開会式 ※雨天の場合 5日(月)

- ・鳥取県市町村教育委員会教育委員研修会

8月24日(水) 午後1時15分から午後4時30分

倉吉シティホテル 2階「レニーマーシー」ほか

### 6 その他

- ・次回教育委員会 9月27日(火) 午後1時30分から

### 7 閉 会

# 8 月 行 政 報 告

(8月22日 定例委員会)

## ＝教育総務課＝

### 1 感謝状の受領について

7月13日、町長室において、財団法人ヒートポンプ・蓄熱センターより感謝状を頂きました。この感謝状は、本町の蓄熱システムの導入（大栄中学校 2006・北条小学校 2009 の蓄熱暖房器の導入、給食センターの業務用ヒートポンプ給湯機・貯湯槽の蓄熱システムの採用 2010）が、省エネルギー・環境保全・電力負荷平準化に多大なる貢献をしたとして贈呈されたものです。

### 2 教育委員会の開催について

7月29日、第9回教育委員会定例会を開催しました。議事は以下のとおりで原案どおり承認されました。そのほかに委員会では、来年度の全国学力調査について、文部科学省から出された文書をもとに協議を行ないました。

- ・ 準要保護児童生徒の認定について
- ・ 北栄町教育委員会の職場におけるセクシャル・ハラスメントの防止に関する要綱の一部を改正要綱の制定について
- ・ 北栄町立小学校及び中学校職員の服務に関する規程の一部を改正する規程の制定について
- ・ 校区外就学、区域外就学について

### 3 工事等の発注について

次のとおり工事等を発注しました。

入札日	工事名等	内 容	指 名 業者数	入札回数	予定価格	期間等
				落札業者	契約金額	
(担当課：教育総務課)						
8/5	大栄小学校 廊下窓手摺 取付工事	大栄小学校 廊下窓手摺 取付	6社	1回	1,407,000	8/10 ～ 9/20
				ハウジング松栄 有限会社	1,365,000	
8/8	児童生徒用 机・イス購 入業務	児童生徒用 机・イスの購 入（大栄小 20セット・ 大栄中学校 30セット）	5社	1回	882,000	納入期限 9/9
				ミヤガワ商事有 限会社	682,500	

## 8 月 行 政 報 告

### =生涯学習課=

#### 1 子どもの学び力アップ講座の開催について

8月1日～3日は中央公民館大栄分館で、8日～10日は中央公民館で「子どもの学び力アップ講座（町内編）」を開催しました。この講座は、町内小学3年生から6年生を対象に自習の後、勾玉づくりやニュースポーツなど体験を通して学び力の向上を図ったものです。参加者は延134名でした。また、町外編として8月4日、5日、船上山自然の家で野外活動体験を行いました。参加者は25名でした。

#### 2 第6回北栄町由良川イカダレース大会について

8月7日、第6回由良川イカダレース大会を開催しました。

大会には、町内外より28チームの参加があり、全長2kmのコースでアイデアとタイムを競いました。（参加チームと結果：別紙資料）

#### 3 第2回北栄町人権同和教育推進指導員会議について

8月10日、大栄農村環境改善センターで、第2回北栄町人権同和教育推進指導員会議を開催しました。9月3日から11月19日の間実施される、平成23年度人権同和教育小地域懇談会に向けての、体制と実施内容の検討を行いました。参加者は15名中13名の出席でした。

#### 4 第2回北栄町人権同和教育推進員会議について

8月17日、大栄農村環境改善センターで、第2回北栄町人権同和教育推進員会議を開催しました。

これは、9月3日から11月19日の間実施される、平成23年度人権同和教育小地域懇談会に向けての、各自治体の研修内容と実施方法の確認のため開催したものです。参加者は66名の出席でした。

#### 5 生涯学習推進講演会の開催について

住民生活に光をそそぐ交付金事業により実施する、生涯学習推進講演会を8月27日（土）、大栄農村環境改善センターにおいて開催します。

講師は、医学博士で2009年NASA宇宙飛行士選抜試験ファイナリストでもある、江澤佐知子さんで、「チャレンジ、世界へ、宇宙へ、未来へ」と題し、夢に向かって努力し、目標を達成していく事の大切さを感じ取っていただき、町民の「学び」のきっかけになればと考えています。

第6回北栄町由良川イカダレース大会 参加チーム一覧  
出場 (28チーム)

◆小学生の部 (4チーム)

順位	ゼッケン番号	チーム名	所属
1	2	クリーンエネルギー	原子子ども会
2	3	なかよし風車号	大島・西穂波子ども会
3	4	くにさかはまキッズ	国坂浜子ども会
4	5	瀬戸子ども会	瀬戸子ども会

◆中高生の部 (1チーム)

順位	ゼッケン番号	チーム名	所属
1	22	熱血!!国坂浜部活魂	国坂浜生徒会

◆自治会の部 (4チーム)

順位	ゼッケン番号	チーム名	所属
1	41	前進!! 東日本丸	国坂浜自治会
2	42	大島魂	大島自治会
3	43	夏にまけるな 六尾	六尾自治会
4	46	福永ワンピース	福永自治会青年部

◆一般職域の部 (18チーム)

順位	ゼッケン番号	チーム名	所属
1	61	「美しい由良川」再生計画2011	北栄町役場 生活環境課
2	62	杉川牧場	杉川牧場
3	63	コンボイ	陸上自衛隊・米子
4	64	ジャガー	陸上自衛隊・米子
5	65	河川砂防課 由良ゆら号	鳥取県中部総合事務所 県土整備局河川砂防課
6	66	NEW H・K・G号 (ハリキリギカイゴウ)	北栄町議会
7	67	楽楽にしてやんよ	北栄町職員労働組合 青年女性部
8	68	はなみずき一家	倉吉市上灘町
9	69	ふれあい あゆみ号A	地域活動支援センター あゆみの郷
10	70	ふれあい あゆみ号B	地域活動支援センター あゆみの郷
11	72	こうぎん森を守るう号	株式会社 山陰合同銀行
12	73	松本園	株式会社 松本鉄工所
13	77	NSC (ナダテ セイネン クラブ)	灘手青年クラブ NSC
14	80	大福丸	大栄小学校
15	82	とりぎん	株式会社 鳥取銀行
16	84	サンセキ	株式会社 サンセキ
17	85	ターゲットネック	昭和54年会
18	86	ALL青英	昭和54年会
19	87	くわもと一家	昭和54年会

第6回北栄町由良川イカダレース大会 アイデア賞入賞チーム

◆学生の部

順位	ゼッケン番号	チーム名	所属
1	3	なかよし風車号	大島・西穂波子ども会
2	2	クリーンエネルギー	原子子ども会
3	5	瀬戸子ども会	瀬戸子ども会
4	4	くにさかはまキッズ	国坂浜子ども会
5	22	熱血!!国坂浜部活魂	国坂浜生徒会

◆自治会の部

順位	ゼッケン番号	チーム名	所属
1	46	福永ワンピース	福永自治会青年部
2	43	夏にまけるな 六尾	六尾自治会
3	41	前進!! 東日本丸	国坂浜自治会
4	42	大島魂	大島自治会

◆一般職域の部

順位	ゼッケン番号	チーム名	所属
1	73	松本園	株式会社 松本鉄工所
2	67	楽楽にしてやんよ	北栄町職員労働組合 青年女性部
3	80	大福丸	大栄小学校
4	61	「美しい由良川」再生計画2011	北栄町役場 生活環境課
5	66	NEW H・K・G号 (ハリキリギカイゴウ)	北栄町議会
6	69	ふれあい あゆみ号A	地域活動支援センター あゆみの郷

第6回北栄町由良川イカダレース大会公式タイム表

第6回北栄町由良川イカダレース大会総合順位表 (参考)

◆小学生の部 (4チーム)

順位	セッケン番号	チ ャ ム 名	記録 (99:99:99は記録無)
1	3	なかよし風車号	0:10:27
2	4	くにさかはまキッズ	0:10:32
3	2	クリーンエネルギー	0:11:11
4	5	瀬戸子ども会	0:22:16

◆中高生の部 (1チーム)

順位	セッケン番号	チ ャ ム 名	記録 (99:99:99は記録無)
1	22	熱血!!国坂浜部活魂	0:08:56

◆自治会の部 (4チーム)

順位	セッケン番号	チ ャ ム 名	記録 (99:99:99は記録無)
1	41	前進!! 東日本丸	0:06:36
2	42	大島魂	0:07:10
3	46	福永ワンピース	0:08:46
4	43	夏にまけるな 六尾	0:10:35

◆一般職域の部

順位	セッケン番号	チ ャ ム 名	記録 (99:99:99は記録無)
1	62	杉川牧場	0:05:32
2	65	河川砂防課 由良ゆら号	0:06:43
3	66	NEW H・K・G号 (ハリキリギカイゴウ)	0:08:17
4	82	とりぎん	0:08:43
5	85	タートルネック	0:08:43
6	61	「美しい由良川」再生計画2011	0:09:56
7	73	松本園	0:10:11
8	80	大福丸	0:10:16
9	72	ごうぎん森を守ろう号	0:10:25
10	67	楽楽にしてやんよ	0:10:43
11	70	ふれあい あゆみ号B	0:11:19
12	87	くわもと一家	0:12:22
13	69	ふれあい あゆみ号A	0:13:20
14	84	サンセキ	0:13:30
15	86	ALL育英	0:14:03
16	77	NSC (ナダテ セイネン クラブ)	0:15:10
17	64	ジャガー	0:15:21
18	63	コンボイ	0:16:29
19	68	はなみずき一家	0:19:26

総合順位	セッケン番号	種別	チ ャ ム 名	所 属	記 録 (99:99:99は記録無)
1	62	一般職域	杉川牧場	杉川牧場	0:05:32
2	41	自治会	前進!! 東日本丸	国坂浜自治会	0:06:36
3	65	一般職域	河川砂防課 由良ゆら号	島根県中津総合事務所 北栄町河川砂防課	0:06:43
4	42	自治会	大島魂	大島自治会	0:07:10
5	66	一般職域	NEW H・K・G号 (ハリキリギカイゴウ)	北栄町議会	0:08:17
6	82	一般職域	とりぎん	株式会社 鳥取銀行	0:08:43
7	85	一般職域	タートルネック	昭和54年会	0:08:43
8	46	自治会	福永ワンピース	福永自治会青年部	0:08:46
9	22	中高生	熱血!!国坂浜部活魂	国坂浜生徒会	0:08:56
10	61	一般職域	「美しい由良川」再生計画2011	北栄町役場 生活環境課	0:09:56
11	73	一般職域	松本園	株式会社 松本鉄工所	0:10:11
12	80	一般職域	大福丸	大栄小学校	0:10:16
13	72	一般職域	ごうぎん森を守ろう号	株式会社 山陰合同銀行	0:10:25
14	3	小学生	なかよし風車号	大島・西穂波子ども会	0:10:27
15	4	小学生	くにさかはまキッズ	国坂浜子ども会	0:10:32
16	43	自治会	夏にまけるな 六尾	六尾自治会	0:10:35
17	67	一般職域	楽楽にしてやんよ	北栄町職員労働組合 青年女性部	0:10:43
18	2	小学生	クリーンエネルギー	原子子ども会	0:11:11
19	70	一般職域	ふれあい あゆみ号B	地域活動支援センター あゆみの郷	0:11:19
20	87	一般職域	くわもと一家	昭和54年会	0:12:22
21	69	一般職域	ふれあい あゆみ号A	地域活動支援センター あゆみの郷	0:13:20
22	84	一般職域	サンセキ	株式会社 サンセキ	0:13:30
23	86	一般職域	ALL育英	昭和54年会	0:14:03
24	77	一般職域	NSC (ナダテ セイネン クラブ)	灘手青年クラブ NSC	0:15:10
25	64	一般職域	ジャガー	陸上自衛隊・米子	0:15:21
26	63	一般職域	コンボイ	陸上自衛隊・米子	0:16:29
27	68	一般職域	はなみずき一家	倉吉市上灘町	0:19:26
28	5	小学生	瀬戸子ども会	瀬戸子ども会	0:22:16

【タイム10時間以上の表示はリタイア扱い】

議案第60号

平成24年度に使用する中学校教科用図書の採択について

平成24年度に使用する中学校教科用図書の採択について、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第4項の規定により委員会の承認を求める。

平成23年8月22日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

別紙のとおり

平成24年度に使用する中学校教科用図書採択結果

中部地区教科用図書採択協議会

	教科・種目		発行者	書名
①	国語	国語	東京書籍	新しい国語
②		書写	東京書籍	新しい書写
③	社会	地理	帝国書院	社会科 中学生の地理 世界のすがたと日本の国土
④		歴史	東京書籍	新しい社会 歴史
⑤		公民	日本文教出版	中学社会 公民的分野
⑥		地図	帝国書院	中学校社会科地図
⑦	数学	数学	啓林館	未来へひろがる 数学
⑧	理科	理科	啓林館	未来へひろがる サイエンス
⑨	音楽	一般	教育芸術社	中学生の音楽
⑩		器楽	教育芸術社	中学生の器楽
⑪	美術	美術	日本文教出版	美術
⑫	保健体育	保健体育	学研	中学保健体育
⑬	技術家庭	技術	東京書籍	新しい技術・家庭 技術分野
⑭		家庭	東京書籍	新しい技術・家庭 家庭分野
⑮	英語	英語	開隆堂	SUNSHINE ENGLISH COURSE

議案第61号

北栄町要保護児童生徒の認定替について

次の者を要保護児童生徒から準要保護児童生徒へ認定替したいので、北栄町要保護及び準要保護児童生徒に対する就学援助費支給に関する規則第5条の規定により委員会の承認を求める。

平成23年8月22日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記



議案第62号

北栄町学校教育研究協議会補助金交付要綱の制定について

北栄町学校教育研究協議会補助金交付要綱を制定したいので、北栄町教育長  
に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

平成23年8月22日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会訓令第 号

北栄町学校教育研究協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北栄町補助金交付規則（平成17年北栄町規定第43号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、北栄町学校教育研究協議会補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規定に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、北栄町学校教育研究協議会が行なう活動に対し、その円滑な実施を促進し、北栄町立幼稚園・小学校・中学校が相提携し、幼児、児童、生徒の豊かな人間性と確かな学力を育て、本町教育の充実進展に努め、併せて関係諸団体との緊密な連携を図ることを目的とする。

(補助金の交付)

第3条 町は、前条の目的を達成するため、予算の範囲内において本補助金を交付する。

2 対象事業は以下のとおりとする。

- (1) 各学校・園相互の教育面における連携協調
- (2) 関係団体との緊密なる連携
- (3) その他、協議会の目的遂行に必要な事業

(交付決定の時期)

第4条 本補助金の決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

(実績報告の時期)

第5条 規則第20条の規定による報告は、補助事業の完了、中止若しくは廃止の日から30日を経過する日、又は交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 町長に提出する書類は1部とし、教育委員会事務局を經由して提出しなければならない。

(その他)

第6条 この訓令又は規則に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成23年9月1日から施行する。

議案第63号

北栄町外国語指導助手住宅家賃費補助金交付要綱の制定につ  
いて

北栄町外国語指導助手住宅家賃費補助金交付要綱を制定したいので、北栄町  
教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

平成23年8月22日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

別紙のとおり

北栄町外国語指導助手住宅家賃費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北栄町補助金等交付金規則（平成17年北栄町規則第43号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、北栄町外国語指導助手住宅家賃費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的)

第2条 この補助金は、町が外国から招致している外国語指導助手の生活の拠点となる住居の借り上げに要する経費等の負担を軽減することにより、外国語指導助手の生活基盤を支援し、もって学校等における円滑な外国語指導の推進を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、町と契約している外国語指導助手のうち、自ら居住するため住宅を借り受け、又は町が借り受けている住宅に入居し、月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ）を支払っている者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、住宅の賃借料及び使用料とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、準用する北栄町職員の給与に関する条例（平成17年北栄町条例第43号）第11条第2項第1号の規定により算定した額に該当年度に係る入居月数を乗じて得た額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、北栄町外国語指導助手住宅家賃費補助金申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 賃貸契約書の写し
- (3) その他町長が必要と認める書類

(申請事項の変更)

第7条 申請者は、補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ住所変更届（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、町長の定める軽微な変更

については、この限りではない。

- (1) 住居を変更するとき
- (2) 家賃の額が変更となる時
- (3) その他申請事項に変更が生じるとき

2 町長は、前項の承認をする場合は、規則第 11 条第 2 項の規定によるものとする。

(実績報告の時期)

第 8 条 規則第 20 条の規定による報告は、補助事業の完了、中止若しくは廃止の日から 30 日を経過する日、又は交付決定を受けた年度の翌年度の 4 月 20 日のいずれか早い日までに北栄町外国語指導助手住宅家賃費補助金実績報告書(様式第 4 号)に事業実績報告書(様式第 5 条)を添えて町長に提出しなければならない。

(その他)

第 9 条 この訓令又は規則に定めるもののほか、この補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 8 月 23 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

北栄町長 様

申請者 氏名

印

北栄町外国語指導助手住宅家賃費補助金交付申請書

年度において、北栄町外国語指導助手住宅家賃費補助金を下記のとおり受けたいので、北栄町外国語指導助手住宅家賃補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

北栄町外国語指導助手住宅家賃補助金

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 賃貸契約書の写し
- (3) その他

様式第2号（第6条関係）

事業計画書

住宅の所在地	
住宅の種類	
契約の相手方	住所 氏名
契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日
家賃（月額）	円
備考	

様式第3号 (第7条関係)

年 月 日

北栄町長 様

申請者 氏名 印

住所変更届

年 月 日付で申請をした北栄町外国語指導助手住宅家賃費補助金の対象となる住宅に変更がありましたので、北栄町外国語指導助手住宅家賃費補助金交付要綱第7条の規定により届け出ます。

記

住宅の所在地	
住宅の種類	
契約の相手方	住 所 氏 名
契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日
家賃 (月額)	円
備 考	



様式第4号（第8条関係）

年 月 日

北栄町長 様

申請者 氏名

印

北栄町外国語指導助手住宅家賃費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知の  
あった北栄町外国語指導助手住宅家賃費補助金について、北栄町外国語指導助  
手住宅家賃費補助金交付要綱第8条の規定により、その実績について関係書類  
を添えて報告します。

記

関係書類

- 1 事業実績報告書
- 2 その他

事業実績報告書

住宅の所在地						
住宅の種類						
契約の相手方	住所 氏名					
契約期間	年 月 日 ~ 年 月 日					
家賃支払状況	月	金額	支払日	月	金額	支払日

※ 「家賃支払状況」欄は、通帳の写し等支払状況のわかる書類の提出をもって報告とすることができる。

議案第64号

北栄町外国語指導助手通勤費補助金交付要綱の制定について

北栄町外国語指導助手通勤費補助金交付要綱を制定したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

平成23年8月22日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

別紙のとおり

北栄町外国語指導助手通勤費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北栄町補助金等交付金規則（平成17年北栄町規則第43号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、北栄町外国語指導助手通勤費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の目的)

第2条 この補助金は、町が外国から招致している外国語指導助手の通勤に要する経費等の負担を軽減することにより、外国語指導助手の生活基盤を支援し、もって学校等における円滑な外国語指導の推進を図ることを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、町が契約している外国語指導助手のうち、準用する北栄町職員の給与に関する条例（平成17年北栄町条例第14号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定に該当する者とする。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、通勤に係る費用とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、準用する条例第12条第2項の規定により算定した額に該当年度の通勤することとなる月数を乗じて得た額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付の申請者をしようとする者（以下「申請者」という。）は、北栄町外国語指導助手通勤費補助金申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 任命権者に提出した通勤届の写し
- (2) その他町長が必要と認める書類

(申請事項の変更)

第7条 申請者は、該当補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、次の各号に該当するときは、あらかじめ変更届（様式第2号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 住居を変更するとき
- (2) 通勤の方法を変更するとき
- (3) その他申請事項に変更が生じるとき

(実績報告の時期)

第8条 規則第20条の規定による報告は、補助事業の完了、中止若しくは廃止

の日から 30 日を経過する日、又は交付決定を受けた年度の翌年度の 4 月 20 日のいずれか早い日までに北栄町外国語指導助手通勤費補助金実績報告書（様式第 3 号）にタイムカードの写しを添えて町長に提出しなければならない。

（その他）

第 9 条 この訓令又は規則に定めるもののほか、この補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 8 月 23 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

北栄町長 様

申請者 氏名 印

北栄町外国語指導助手通勤費補助金交付申請書

年度において、北栄町外国語指導助手通勤費補助金を下記のとおり受  
けたいので、北栄町外国語指導助手通勤費補助金交付要綱第6条の規定により、  
関係書類を添えて申請します。

記

北栄町外国語指導助手通勤費補助金

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 任命権者に提出した通勤届の写し
- (2) その他

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

北栄町長 様

申請者 氏名 印

変 更 届

年 月 日付けで申請をした北栄町外国語指導助手通勤費補助金の内容に変更がありましたので、北栄町外国語指導助手通勤費補助金交付要綱第7条の規定により届け出ます。

記

住 所	
勤務先の名称	
勤務先の住所	
通勤方法	
概算距離	k m
通勤経路の略図（経路朱線）	

※ 変更内容について、任命権者に提出する「通勤届」により確認できる場合は、その写しとすることができる。

様式第3号(第8条関係)

年 月 日

北栄町長 様

申請者 氏名 印

北栄町外国語指導助手通勤費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった北栄町外国語指導助手通勤費補助金について、北栄町外国語指導助手通勤費補助金交付要綱第8条の規定により、その実績について関係書類を添えて報告します。

記

関係書類

タイムカードの写し



議案第65号

北栄町特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要  
綱の制定について

北栄町特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正したいので、北栄町教  
育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

平成23年8月22日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

別紙のとおり

北栄町特別支援教育就学奨励費支給要綱の一部を改正する要綱

北栄町特別支援教育就学奨励費支給要綱（平成18年北栄町教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(就学援助費の種類)</p> <p>第3条 就学奨励費の経費の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 学用品等購入費</p> <p>(2) 新入学児童・生徒学用品等費</p> <p>(3) 校外活動等参加費</p> <p>(4) 学校給食費</p> <p>(5) 体育実技用具費</p> <p>(6) 修学旅行費</p> <p>(7) 通学費</p> <p>(8) 職場実習交通費</p> <p>(9) 交流及び共同学習交通費</p> <p>(10) 拡大教材費</p>	<p>(就学援助費の種類)</p> <p>第3条 就学奨励費の経費の種類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 学用品費</p> <p>(2) 通学用品費（ただし、第1学年の児童及び生徒を除く。）</p> <p>(3) 新入学児童・生徒学用品費</p> <p>(4) 校外活動費</p> <p>(5) 学校給食費</p> <p>(6) 体育実技用具費</p> <p>(7) 修学旅行費</p> <p>(8) 通学費</p> <p>(9) 職場実習交通費</p> <p>(10) 交流学习交通費</p> <p>(11) 拡大教材費</p>
<p>(支給区分)</p> <p>第4条 就学奨励費の支給区分は、次の各号に掲げる保護者の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 収入額が<u>需要額の2.5倍未満</u>の世帯に属する保護者（第4号に規定する保護者を除く。） 前条各号に掲げる経費</p> <p>(2) 収入額が<u>需要額の2.5倍以上</u>の世帯に属する保護者（第4号に規定する保護者を除く。） 前条第7号に掲げる経費</p>	<p>(支給区分)</p> <p>第4条 就学奨励費の支給区分は、次の各号に掲げる保護者の区分に従い、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 収入額が<u>需要額に2.5を乗じて得た額未満の額</u>の世帯に属する保護者（第3号に規定する保護者を除く。） 前条各号に掲げる経費</p> <p>(2) 収入額が<u>需要額に2.5を乗じて得た額以上の額</u>の世帯に属する保護者（次号に規定する保護者を除く。） 前条第9号から第11号に掲</p>

<p>(3) <u>収入額が需要額の2.5倍以上 3.5倍未満の世帯に属する保護者 (次号に規定する保護者を除く。)</u> <u>前条第8号及び第9号に掲げる 経費</u></p> <p>(4) 法第13条に規定する教育扶 助を受けている児童若しくは生徒 又は北栄町要保護及び準要保護児 童生徒に対する就学援助費支給に 関する規則(平成18年北栄町教育 委員会規則第1号)の規定により準 要保護児童・生徒の認定を受けてい る児童若しくは生徒の保護者 前 条第8号及び第9号に掲げる経費</p>	<p>げる経費</p> <p>(3) 法第13条に規定する教育扶 助を受けている児童若しくは生徒 又は北栄町要保護及び準要保護児 童生徒に対する就学援助費支給に 関する規則(平成18年北栄町教育 委員会規則第1号)の規定により準 要保護児童・生徒の認定を受けてい る児童若しくは生徒の保護者 前 条第10号及び第11号に掲げる経費</p>
---	---

附 則

この要綱は、平成23年8月23日から施行する。

議案第66号

北栄町教育委員会事務局組織等に関する規則及び北栄町体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則の制定について

北栄町教育委員会事務局組織等に関する規則及び北栄町体育指導委員に関する規則の一部を改正したいので、北栄町教育長に対する事務委任規則第2条の規定により委員会の承認を求める。

平成23年8月22日提出

北栄町教育委員会教育長 岩垣 博士

記

別紙のとおり

北栄町教育委員会規則第 号

北栄町教育委員会事務局組織等に関する規則及び北栄町体育指導委員に関する規則の一部を改正する規則

(北栄町教育委員会事務局組織等に関する規則の一部改正)

第1条 北栄町教育委員会事務局組織等に関する規則(平成17年北栄町教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>別表(第5条関係)</p> <p>1 略</p> <p>2 生涯学習課</p> <p>文化・スポーツ推進室</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) <u>スポーツ推進審議会委員、</u> <u>スポーツ推進委員に関する</u> こと。</p> <p>(12)～(29) 略</p> <p>人権教育推進室</p> <p>(1)～(13) 略</p>	<p>別表(第5条関係)</p> <p>1 略</p> <p>2 生涯学習課</p> <p>文化・スポーツ推進室</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) <u>スポーツ振興審議会委員、</u> <u>体育指導委員会に関するこ</u> と。</p> <p>(12)～(29) 略</p> <p>人権教育推進室</p> <p>(1)～(13) 略</p>

(北栄町体育指導委員に関する規則の一部改正)

第2条 北栄町体育指導委員に関する規則(平成17年北栄町教育委員会規則第24号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p><u>北栄町スポーツ推進委員に</u> <u>関する規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>スポーツ基本法</u> <u>(平成23年法律第78号)第32条</u> <u>第2項の規定に基づき、北栄町スポ</u> <u>ーツ推進委員(以下「委員」という。)</u> の職務その他必要な事項を定める</p>	<p><u>北栄町体育指導委員に関</u> <u>する規則</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、<u>スポーツ振興法</u> <u>(昭和36年法律第141号)第19条</u> <u>第2項の規定に基づき、北栄町体育</u> <u>指導委員(以下「委員」という。)</u> の職務その他必要な事項を定める</p>

<p>ものとする。</p> <p>(職務)</p> <p>第2条 委員は、住民のスポーツの推進に関し、その分担する地域又は事項について、次の職務を行う。</p> <p>(1) <u>スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツの<u>推進</u>のための指導及び助言を行うこと。</p> <p>2 略</p>	<p>ものとする。</p> <p>(職務)</p> <p>第2条 委員は、住民のスポーツの振興に関し、その分担する地域又は事項について、次の職務を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツの<u>振興</u>のための指導及び助言を行うこと。</p> <p>2 略</p>
--	--

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前のスポーツ振興法第19条第1項の規定により委嘱されている北栄町体育指導委員は、改正後のスポーツ基本法第32条第1項の規定により委嘱された北栄町スポーツ推進委員とみなす。

平成23年度市町村（学校組合）教育委員会教育委員研修会

市町村	参加者名	人数	分科会
鳥取市 3人	柴山宣慶 委員長	1	3
	山口朝子 委員	1	3
	中川俊隆 教育長	1	5
米子市 4人	矢倉幹治 委員長	1	4
	上森英史 委員	1	1
	小椋美香子 委員	1	2
	北尾慶治 教育長	1	5
倉吉市 4人	伊藤哲雄 委員長	1	2
	石亀政道 委員	1	3
	西坂千代子 委員	1	1
	福井伸一郎 教育長	1	4
境港市 6人	遠藤惠裕 委員長	1	2
	永井美央 委員	1	1
	北坂明子 委員	1	2
	岩田謙二郎 委員	1	4
	佐々木邦広 教育長	1	1
岩美町 5人	足立 統 <small>管理係長 (随行)</small>	1	4
	村上謙一 委員長	1	2
	石河和子 委員	1	4
	小山勝之進 委員	1	3
	田村淑子 委員	1	1
八頭町 5人	寺西健一 教育長	1	5
	谷本 昭 委員長	1	2
	加藤美保 委員	1	1
	勝連太朗 委員	1	1
	竹内照代 委員	1	3
若桜町	西山淳夫 教育長	1	5
	植嶋 莊司 教育長	1	5
智頭町	—	—	—
湯梨浜町 3人	前田三郎 委員長	1	5
	中川裕章 委員	1	2
	土海孝治 教育長	1	4
三朝町 5人	山本邦彦 委員長	1	3
	芦田 準子 委員	1	2
	西田 醇 委員	1	4
	藤井俊子 委員	1	1
	山口博 教育長	1	5
北栄町 5人	吉田助三郎 委員長	1	1
	河本恒夫 委員	1	4
	齋尾曉美 委員	1	2
	磯江典子 委員	1	3
	岩垣博士 教育長	1	5
琴浦町 4人	石前富久美 委員長	1	1
	高塚良平 委員	1	3
	進 修 委員	1	3
	前畑一子 委員	1	4
南部町 6人	矢吹 奎 委員長	1	3
	毎川秀巳 委員	1	4
	野口宣友 委員	1	2
	細田葉子 委員	1	1
	永江多輝夫 教育長	1	5
	中前三紀夫 教育次長 (随行)	1	1
伯耆町	伊藤 浩 委員長	1	2

5人	仲倉玄雄	委員	1	3
	田中榮美子	委員	1	2
	後藤 弥	教育長	1	3
	齊下正司	教育次長 (隨行)	1	5
日吉津村 3人	奧田惠子	委員長	1	3
	湯原喜好	委員	1	2
	山西敏夫	教育長	1	1
大山町 6人	伊澤百子	委員長	1	1
	湊谷紀子	委員	1	3
	小原康正	委員	1	2
	小金田吉人	委員	1	2
	山根 浩	教育長	1	5
	齋藤 匠	教育次長 (隨行)	1	4
日南町 5人	立脇 兌 祖	委員長	1	2
	長崎雅子	委員	1	3
	福田英寿	委員	1	1
	井上輝之	委員	1	4
	内田 格	教育長	1	5
日野町 5人	遠藤公俊	委員	1	1
	鳥居敏子	委員	1	2
	緒形尚子	委員	1	3
	山本武史	教育長	1	5
	山形 知 博	教育課長 (隨行)	1	4
江府町 5人	富田美智子	委員長	1	2
	小椋和美	委員	1	4
	清水弘美	委員	1	4
	藤原成雄	教育長	1	3
	西岡 浩 治	主幹 (隨行)	1	1



サマースクール ～まなびの広場～ 参加者数

【北条地区】 場所:北条農村環境改善センター研修室 時間:午後2時～午後4時

	7/25	7/26	7/27	7/28	8/9	8/11	8/12	8/17	8/18	8/19
参加児童	22	26	17	23	13	13	12	15	6	6
指導者 元教員	1	2	2	1	1	1	0	2	2	1
指導者 大学生	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1
中学生ボランティア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

【大栄地区】 場所:北栄町図書館研修室 時間:午後2時～午後4時

	7/26	7/27	7/28	7/29	8/10	8/11	8/12	8/17	8/18	8/19
参加児童	26	29	25	23	15	14	16	13	11	9
指導者 元教員	3	4	4	3	4	4	3	4	4	4
指導者 大学生	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
中学生ボランティア	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1